「岡山県地域防災計画（風水害等対策編、地震・津波災害対策編、原子力災害等対策編）」（素案）の概要

１　地域防災計画とは

災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第４０条の規定に基づき、岡山県防災会議が作成する計画で、県の地域に係る国、地方公共団体及びその他の公共機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について定めたものである。

この計画を効果的に活用することにより、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

岡山県防災会議は、法第４０条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正することとされている。

２　計画の性格

この計画は、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互の緊密な連絡調整を図る上で基本的な大綱を示すものであり、その実施細目等については、関係機関が別途具体的に定めることとしている。

３　計画修正の考え方

国の防災基本計画の修正や災害対策基本法等の関係法令の改正などを踏まえ、地域の防災対策を一層推進する。

４　主な修正内容

（１）気象業務法・水防法の改正を踏まえた修正

ア　河川氾濫に係る特別警報の新設

イ　河川管理者等による都道府県知事等への氾濫に係る通報

ウ　国（気象庁・国土交通省）・都道府県共同での高潮の予報・警報

エ　新たな防災気象情報の運用開始を踏まえた修正

（２）令和７年度に発生した災害を踏まえた修正

ア　指定緊急避難場所における避難環境の確保

イ　市街地の道路地下構造物の浸水対策の推進

（３）避難、屋内退避等の防護措置の修正

ア　原子力災害における屋内退避の具体的措置の追記

（４）最近の施策の進展等を踏まえた修正

ア　指定緊急避難場所におけるバリアフリー環境の整備

イ　Ｌアラート（災害情報共有システム）を通じた迅速・正確な情報発信

ウ　発災時における罹災証明コーディネーターの派遣調整
エ　自然災害等と武力攻撃事態等との双方を想定した避難施設のデュアルユース（両用）の推進

（５）防災関係機関の変更等を踏まえた修正
ア　環境省の機構改革に伴う組織名変更
イ　気象庁標準施策を踏まえた修正